

- 1 開催日時 令和元年10月30日（水曜日）
開会 午後 1 時 27 分 閉会 午後 2 時 55 分

- 2 開催場所 備前市民センター 4階 講習室

- 3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職 名	氏 名	出欠
1	委 員	高 橋 千亜紀	出
2	委 員	松 本 友 見	出
3	委 員	永 島 英 夫	出
4	委 員	立 花 朗	出

5 出席者

職 名	氏 名	出欠
教育長	奥田 泰彦	出
教育部長	田原 義大	出
教育振興課長	大岩 伸喜	出
学校教育課長	朝倉 健	出
文化振興課長	横山 裕昭	出
幼児教育課長	波多野靖成	出
社会教育課長	竹林 幸作	出

- 6 付議事件 議案等付議事項のとおり

- 7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 あり 非公開 あり

- 8 署名委員 4番 立 花 朗

- 9 書 記 教育振興課総務計画係長 行正 英仁
教育振興課総務計画係 草加 成章

- 10 その他 次回開催日時・場所
日時 令和元年11月26日（火）午後1時30分 開会
場所 備前市市民センター 4階 講習室

議案等付議事項

区分	案件名
議案第30号	令和元年度末備前市教育委員会人事異動の重点について
議案第31号	備前市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第32号	備前市保育園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について
報告第1号	平成30年度児童生徒の問題行動等調査結果について
報告第2号	備前市認可外保育施設利用児童助成金交付要綱の制定について
報告第3号	備前市地域おこし協力隊（スポーツ協力隊）の委嘱について

午後 1 時 27 分 開会

教育長 少し早いですが、委員の皆様には、令和元年10月教育委員会会議 定例会にご出席いただきありがとうございます。それでは、定例会を開会いたします。ただ今の委員の出席は、4名全員であります。定足数に達しておりますので、令和元年10月備前市教育委員会会議 定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議に傍聴を希望されている方がおられます。備前市教育委員会会議規則第15条の規定により、会議は公開することになっており、教育長の許可をもって傍聴を認めることとします。なお、議事・発言内容に係る委員会の協議は、申し合わせに沿って行います。それでは、傍聴人の入室並びに会議の傍聴を許可いたします。

(傍聴人入室)

委員並びに出席職員、そして、傍聴者に申し上げます。教育委員会会議の議事等会議は、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人・団体情報を公開することで権利利

害に影響を及ぼすおそれのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって、非公開といたします。

非公開審議の事例は、かなり繁雑にありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘は、あらかじめ分かる場合は、教育長から発議し、そうでない場合は、発言途中であっても、委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど所要の手続きを行いたいと思います。

なお、会議を非公開とする旨の議決があつた場合、休憩中の委員会協議などの場合は、傍聴人は職員の案内に従い、速やかに退室していただきますようお願い申し上げます。非公開審議又は休憩中の委員会協議が終了し次第、あらためて入室を認め、ご案内いたします。

以上よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、9月定例会以降の教育行政の概要、教育長の政務について報告いたします。

もうすぐ11月ということで、秋の深まりを感じる今日この頃です。閑谷学校の櫨の木も少しずつ色づいてきています。関東地方を中心に台風による集中豪雨で、河川が氾濫し大きな災害が発生しています。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被害に合われた方々にお見舞い申し上げ、皆さんとともに一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

そうした中で、千葉県において、学校が孤立するという事態が発生しました。学校の安全・安心について考えさせられました。帰宅するタイミングを判断する難しさ、家庭との連携等、難しい判断を迫られる場合もあることを教育委員会として想定していなければならないと思いました。

また、神戸市において教員によるいじめ事案、というより暴行傷害事案が発生しております。事実関係や背景についてまだ全容が解明できていないようですが、なぜ学校現場であのようなことがと思ったのは、私だけではないと思います。本当に信じられない出来事です。神戸市独特の人事システムがその要因ではないかともいわれていますが、事実を現実として受け止め、他県で起こっていることですが、本市としても本気で振り返ることが必要だと思います。

それでは、議事に入る前に、9月定例会以降の教育行政の概要、政務について報告いたします。

9月26日、中学校統廃合実施計画案説明会を三石中で開催いたしました。昨年度の意見交換会を経て4校統合案を見直した経緯や2校統合案についての説明を行った後、参加者の皆さんから意見や要望を伺いました。通学方法等に質問の外、学校の適正規模や三石中だけが統廃合の対象にな

っていることなどについて、様々な意見をいただきました。

9月28日、伊部認定こども園の運動会へ出席いたしました。200人を超える園児と観客の多さに圧倒されました。園児は練習の成果をしっかりと発揮し、大きな拍手を浴びていました。年長児は運営の補助をするなど、自分たちの役割をしっかりと果たして頼もしかったです。

同日から2月2日まで備前焼ミュージアムで特別展「獅子十六面相」開催しています。

10月1日、2日、3日と校長の中間面談を実施いたしました。年度後半に入るにあたり、各学校の学校運営の進捗状況について校長から聴取し、教育委員会から、課題解決につながるよう指導助言いたしました。

10月2日、県教委義務教育課長へ教科書採択地区の変更について要望書を持参し、説明いたしました。詳細については、資料をもとに朝倉学校教育課長が後程説明いたします。

10月3日、中学校統廃合実施計画案説明会を吉永地域公民館で実施いたしました。三石中学校と統合することについては異論がなかったように思われますが、三石地区の合意形成を図るよう要望されました。また、適正規模についての疑問、統合後の地域学習の在り方、準備委員会の構成メンバーや協議内容の公表などについて意見をいただいた。

10月4日、備前市国際交流事業合同報告会へ参加いたしました。今年度はオーストラリアとアメリカへの派遣ということで、派遣された中高生が現地で学んだこと、交流の様子、これからの生活に活かせること等を自分の言葉で報告していました。英語でスピーチする子もおり、頼もしく思えました。

10月5日、岡山県高等学校定時制通信制生徒生活発表大会へ参加いたしました。全国大会へつながる岡山県予選会ということで、発表の内容はレベルが高く、また、実生活からの体験をもとにした話なので、迫力もあり感動いたしました。周知してもっと多くの人、特に中高生に聞いてもらいたい発表大会でした。

同日、「ベースボールフェスタ イン 備前」を開催いたしました。日生運動公園野球場で元プロ野球選手3名を招いて開催されました。備前市を含め他市からも小中学生70名がプロの技術に触れました。

10月7日、片上高校田中校長との中間面談を実施いたしました。昨年度片上高校魅力化検討委員会の中で協議したことに取り組むため、具体的な計画作りが進行していることを確認いたしました。

10月8日、中学校統廃合実施計画案説明会を伊里中学校で実施いたしました。三石中学校と吉永中学校の統合案にはある程度理解を示していただきました。ただ、伊里中学校も今後小規模化し

ていくので、将来に対する不安から、学区の自由選択制や日生中学校、備前中学校との統合について要望の声が一部の保護者から上がりました。伊里地区の総意として要望があれば検討する旨、回答いたしました。

10月9日、中学校統廃合実施計画案説明会を日生市民センターで実施いたしました。適正規模の妥当性、少人数指導の推進、財政上の問題での統廃合等の意見がある一方、他校とのつながりを重視した多様な学習方法の取組、15の春を泣かせないための中学校の教育環境を考えると、三石中学校を吉永中学校へ統合することに賛成である等の意見が出されました。

10月10日、片上高校の文化祭に出席いたしました。今年はステージ発表がなく残念でしたが、備前焼や書道など、平素の学習で取り組んだ作品が展示してあり、多くの地域の方々と共に見学いたしました。

10月11日、岡山県地域人権運動連絡協議会と懇談を行いました。地域人権の確立に向けての取組について説明があり、人権教育の在り方について意見交換いたしました。

同日、片上高校体育祭に出席いたしました。緑陽高校の体育館で2チームに分かれ、若さを爆発させていて、とても頼もしく思えました。

10月13日、びぜん優クラブ創立10周年運動会へ出席いたしました。びぜん優クラブは、市内に2つある総合型スポーツクラブの一つです。岡山大学から学生が来て、縄跳びジャンピングWダッチをデモしてくれ、会を盛り上げていました。

10月14日、備前市スポーツフェスティバルを開催し、出席いたしました。天候にも恵まれ、各種体験コーナーでは大勢の市民でにぎわい、スポーツの秋を満喫していました。

10月16日、県教育長との意見交換会へ出席いたしました。県教委から令和2年度において重点的に取り組む施策について説明があり、意見交換いたしました。

同日、備前市自治会連絡協議会との懇談会へ参加いたしました。あいさつの中で、先日公表した中学校統廃合実施計画案について触れ、市教委として合意形成を図りながら進めていくことに理解を求めました。

10月17日、尾道市で開催された中国地区都市教育長研究協議会へ参加いたしました。令和2年度文部科学省概算要求及び地方財政措置要望について、文部科学省初等中等教育局財政課から行政説明がありました。その後、学校教育と社会教育について、岡山市と下関市から研究発表があり、協議いたしました。

10月19日、備前焼祭りの開会式に参加した後、子ども備前焼作品展の表彰式を開催し、出席いたしました。こども園から高等学校まで応募作品911点に及ぶ中から選ばれた優秀作品を表彰いた

しました。どの作品も見ごたえのある作品でした。

同日と20日の2日間、旧閑谷学校で「セラミックアートビゼン」を開催しました。フローリスト杉本洋一氏と備前焼作品の共演ということで、フラワーアレンジメントデモンストレーションも公開され、見ごたえがありました。

10月23日、玉野市で開催された岡山県都市教育長協議会へ参加いたしました。まず、玉野市立玉野商工高等学校が実習等で地元企業と連携している、宮原製作所と三井造船を視察し、真剣に実習している高校生の様子を見学しました。午後から「教科担任制の各市の状況」「地方創生・キャリア教育等の視点に立った高校との連携」について協議いたしました。

10月26日、旧閑谷学校の積菜に参加いたしました。積菜は、儒学の始祖である孔子の徳を称え、祀る儀式で、毎年この時期に行われています。

同日、三石、香登、東鶴山、伊部の各地区の文化祭へ参加いたしました。

10月27日、伊里地区文化祭へ参加いたしました。備前市の文化レベルの高さと市民の文化に対する意識の高さに触れた2日間でした。

10月29日、岡山県市町教育長連絡協議会へ参加いたしました。令和元年度末人事に関すること、生涯学習課関係事業について説明があった後、質疑・協議を行いました。その後、「学校給食費の公会計化の取組状況」について情報交換を行いました。

なお、すでに新聞報道されていますが、11月1日に吉永中学校が岡山県優良実践校として表彰されます。表彰理由は、生徒主体の委員会活動や小学校での出前授業を実施し、積極的にお学習や学校教育活動に取り組む態度を養ったことの実績が評価されたものです。

以上で報告を終わります。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、1番の前回定例会会議録の承認ですが、令和元年9月定例会の会議録について、委員の皆さんでお気づきの点はございませんか。

委員（発言なし）

教育長 ないようですので、令和元年9月定例会の会議録については承認することとします。

次に、2番の教育長報告のうち「生徒指導経過」等に関する部分は、会議規則第15条第4号及び第6号の規定に基づき、会議を公開することにより権利利害に影響を及ぼすおそれのある事項として、非公開とするよう発議します。

このことに賛成の委員は挙手願います。

委員（全員挙手）

教育長 全会一致により非公開と決定しました。

それでは、学校及び園の現状報告をいたします。

非公開該当部分の報告になりますので、非公開とします。傍聴人は退席をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 非公開審議 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 次に、3番 会議録の署名委員の決定ですが、本日は4番の立花委員をお願いいたします。

次に、4番 議案等付議事項について審議を行います。

まず、議案第30号 令和元年度末備前市教育委員会人事異動の重点について、事務局から説明願います。

学校教育課長 議案書8ページをご覧ください。

令和元年度末備前市教育委員会人事異動の重点について、岡山県教育委員会の令和元年度末校長・教員等人事異動要綱等に基づき、令和元年度末備前市教育委員会人事異動の重点を決定したので、備前市教育委員会事務委任規則第2条第5号の規定により提案いたします。

教職員の人事異動は、学校の課題解決に向けた取組を支援するとともに、先生方の資質能力の向上につながるよう行っております。そのためには、市教委と各校の校長が十分に情報を共有し、共通理解の上で行う必要があります。そのもととなる資料の一つとして、備前市教育委員会では、9ページにありますように4つの項目を本年度末の人事異動の重点として定めましたので提案いたします。

これは、10ページの「令和元年度末岡山教育事務所管内人事異動の重点」をもとに作成しています。昨日の教育長連絡協議会で案がとれて正式なものになりました。「1 (1) 郡市間交流を積極的に推進する」の一つ目の○の中の「異なる教育委員会所管」という言葉が「他郡市」に変更となって承認されましたが、内容的な違いはありません。その他の内容についても本年度特に変更がないことから、備前市の人事異動の重点についても変更しておりません。しかし、内容的な変更はないものの、人事担当者会における担当者の話しぶりからは、備前市では従来から意識して取り組んでおりますが、県教委としては異なる教育委員会への異動、つまり市外への異動をより積極的に行い、多様な経験を積むことで教職員の資質能力の向上を図る方向性をより重視している印象を受けております。

人事異動に関する参考資料として、11ページに「令和元年度末校長・教員等人事異動要綱」、12・13ページに「岡山県公立小・中学校教職員長期人事異動の基準」を添付しております。

長期人事異動の基準につきましては、本年度「2 人事異動の基準」「3 経過措置」を中心に改訂されております。主な変更は、従来のブロックという概念から他郡市への異動という考えをより明示した点と新採用者の異動について5年以下から原則3年とした点です。

これにあわせ、経過措置の対象者によっては、年齢から昨年度の人事異動の基準をそのまま適用する場合があります。これは他都市への異動という条件をクリアできない年配の人が出てきますので、その方については、従来のブロックという形で、しばらくの間、経過措置として二つの基準をもとにしながら進めていくという形になっております。

以上で説明を終わります。ご意見等ありましたらお願いいたします。

教育長 議案第30号の説明が終わりました。

今年度の人事異動の重点ということで、市の重点、県の方針、異動要綱等の説明がありました。何かご質問はありますか。

県の先生方の年齢層のピークは、58歳です。58歳が一番多く、緩やかに減っていきませんが、どんどん今若返りが図られています。学校によっては半数以上が、20代が占めるという学校もあります。県も若手の育成ということで、一生懸命力を入れていきます。学校で育成していくことが一番いいと思いますが、課長が言いましたように、新採用が3年で替わるということは、教員の基礎を3年で作って、2校目以降で実務を行う、実際の力をつけるということです。

例えば、中学校であれば、1年、2年、3年の担任を経験させ、次の学校へということ、小学校であれば、低学年、中学年、高学年を経験させ、次の学校へということです。県もそういう狙いがあって、新採用を原則3年で異動させるという方針にかじを切ったということです。

委員 9ページの備前市教育委員会人事異動の重点（案）のなかで、備前市における長期勤務者の現状をお聞きしたい。それから4番に関してこれは要望ですが、管理職によって学校の教育水準が左右される面があります。そういう点で、使命感とか情熱をもった人が備前市へ登用されるよう、人事異動を行っていただきたいと思います。

学校教育課長 長期勤務者は比較的解消できていると思います。今回外れたのが12年基準というもので、同一市での学校勤務が12年になったら他都市へというものがありませんでしたが、従来、50代の人で、ずっと備前市にしかおられなかった方が、最後に他市では力を発揮できないということもありますので、長期勤務者の解消は進んできていると思っています。

次に、管理職の登用に関してですが、管理職のリーダーシップが求められる機会が増えていま

す。来年度に向けて学校経営方針を管理職がリーダーシップをとって作成していくという方針を、今年になって県教委も出してくれていますので、委員が言われるように、学校や地域の状況を踏まえた管理職の配置ができるよう、心がけていこうと思っています。

教育長 ほかにありませんか。

委員（発言なし）

教育長 ないようですので、議案第30号を承認してよろしいか。

委員 異議なし

教育長 異議がないようですので、議案第30号については承認することといたします。

以上で、議案第30号の審議を終わります。

次に、議案第31号 備前市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

学校教育課長 議案書14ページをご覧ください。

備前市立学校管理規則の一部を改正する規則について、地方公務員法が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されたことに伴い、規定を整備したいので、備前市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により提案するものです。

16ページの新旧対照表にありますように、現行では第14条第4項2号は、第16条1号、第2号もしくは第5号に規定するとなっております。現行の根拠となる地方公務員法の抜粋が17ページにありますが、その16条の第1項がこの度削除され、12月14日から施行されます。そのことに伴い、改正案のとおり変更するものです。

以上で説明を終わります。

教育長 議案第31号の説明が終わりました。

何か質問はありますか。

委員（発言なし）

教育長 ないようですので、議案第31号を承認してよろしいか。

委員 異議なし

教育長 異議がないようですので、議案第31号については承認することといたします。

以上で、議案第31号の審議を終わります。

次に、議案第32号 備前市保育園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

幼児教育課長 議案書18ページをご覧ください。

議案第32号 備前市保育園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。
国による幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、従来保育料として徴収しておりました副食費、つまりおかずやおやつ代を保育料から切り離し、実費として集めることになりました。

国の適用は3歳から5歳までですが、備前市は0歳から既に実費以外の保育料は無償化しています。そのため、主食と副食の両方を保育料として徴収している0歳～2歳児も、保育料から切り離して徴収するよう改正する今回の案です。

但し、このことによつて、現金を度々持参するような保護者の負担をかけることなく、口座振替やコンビニ納付は教材費と副食費、2歳未満の主食費を足した金額、つまり9月までと変わらない額を引き落とし、あるいは1枚の納付書でお支払いいただき、収入を電算で振り分けるようにしております。

具体的な金額は23ページの新旧対象表をご覧ください。0歳から2歳は月9,500円の内訳が主食費3,000円、副食費4,500円、教材費2,000円のところを今回保育料としては2,000円収納するようになるということです。また3歳以上は月6,500円の内訳が主食費はこれまでも別途徴収、副食費4,500円、教材費2,000円のところを今回保育料としては2,000円収納するようになるということです。また国の無償化は0～2歳児の住民税非課税世帯にも適用されます。

以上です。

教育長 議案第32号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、議案第32号を承認してよろしいか。

委員 異議なし

教育長 異議がないようですので、議案第32号については承認することといたします。

以上で、議案第32号の審議を終わります。

次に、報告第1号 平成30年度児童生徒の問題行動等調査結果について、事務局から説明願います。

学校教育課長 平成30年度児童生徒の問題行動等調査結果については、既に新聞等で公表がありましたが、備前市の概要について報告いたします。32ページからをご覧ください。

本調査は、毎年文部科学省によって実施されており、主に「いじめ」「暴力行為」「不登校」「自殺」について行われます。

まず、「いじめ」の認知件数ですが、小学校では昨年度の83件から170件へと大幅増、中学校は昨年度並みの件数です。いじめについては、国も積極的な認知を求めており、丁寧に把握するこ

との必要性も求められることから、件数増については、ある意味評価されるところではあります。しかし、やはり、いじめについては未然防止の取組の充実を図っていきたいと考えます。また、他市の状況等もしっかり情報収集を行って参りたいと考えております。

「いじめ」の態様で見ますと、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口を言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩かれる」が多くなっています。今回の調査では、中学校の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷される」の件数はあまり多くはないものの、今後更なる指導の徹底が必要な事柄であると捉えております。

解消状況については、調査段階では、8割前後の解消率でしたが、現在では、中学校の経過観察1件を除き、解消できている状況です。

「暴力行為」についてですが、小学校では、平成29年度の10件から4件へ、中学校では、14件から10件へと減少しています。減少の要因としては、暴力行為については、報告対象事案の具体例が示されたことや発達障害によるものを除くこととなったことの影響もありますが、学校の落ち着きによるものも大きいと思います。

暴力行為の態様で見ると、小学校は4件とも「生徒間暴力」、中学校は「生徒間暴力」7件、「対教師暴力」が2件でした。「対教師暴力」は教師の指導に対して素直に受け入れられず、蹴ったり胸ぐらをつかんだりしたもの。「生徒間暴力」は、小中学校ともに口論やちょっかいがエスカレートし、殴ったり蹴ったりといった暴力行為に発展したものです。

最後に「不登校」についてですが、小学校は平成29年度の8名から10名に増加。中学校は、40名から26名に減少、2年連続13名超の増加から減少に転じています。これは、新たな不登校の割合が平成29年度の50%から19%へと減少したことが大きな要因です。これは、担任だけでなく学校が組織として不登校の未然防止の取組を実施したせいかと捉えています。

不登校の理由は、小学校は「家庭環境によるもの」が全体の約69%、中学校は「無気力」「不安」が約58%を占めています。昨年度から不登校の児童生徒や保護者、学校に対して、教育支援センターあゆみによる取組の充実を図っているところですが、そのことも中学校における不登校生徒数の減少につながっているものと思います。また、中学校の取組を、小学校にも紹介しながら、更なる不登校児童生徒の減少に努めて参りたいと思います。

以上で報告を終わります。

教育長 報告第1号の説明が終わりました。何か質問はありますか。

委員 いじめの認知件数に関して、先生方のきめ細やかな指導が届いているのかな、と毎年感じます。いじめを取り上げている報道でも、いじめがゼロということはありませんという評価が多

いので、先生方の細やかな指導がなされていると思っています。

一方、不登校ですが、長期間休んでいても不登校にならないことがあるように思います。確認の意味でお聞きしますが、不登校としてカウントする経緯、基準を教えてください。

学校教育課長 日数で言いますと、年間で30日を超えると不登校です。毎月学校から報告がありますが、一つの目安として、年間10日欠席する児童生徒は不登校の予備軍という見方をします。今行っているのは、前年度10日以上休んでいた児童生徒の状況の追跡と、欠席にはつながっていない、登校支援員の対象となっている児童生徒、いわゆる登校渋りの児童生徒の報告を上げてもらいながら、欠席状況を把握しています。このような取り組みをこまめに行っていることも、30日以上欠席者を防いでいることにつながっているのかなと感じています。

教育長 30日を超えていても一律に不登校ではないということです。長期欠席と不登校を分けています。いわゆる怠惰や家庭の要因で休んでいる不登校、学校へ行きたくてもいけないのが不登校。それ以外で病気のため出席できない児童生徒は長期欠席者です。長期欠席と不登校を区別しています。

委員 いじめに関して、いじめの認知件数が多いのは積極的に細かに対応していることの表れだと思います。数字に惑わされないことが重要だと思います。

それから、不登校の数が若干増えていることは少し気になりましたが、報道で小学生では家庭環境によるものが45%という記事があり、それをお聞きしたいと思っていましたが、先ほどの課長の説明で家庭環境が7割を占めるということをお聞きしまして、この家庭環境による不登校のサポートをしていく方法を何とか考えていかなければならないと感じました。

委員 いじめの件数が170件ということで、軽微なものも認知されていると思いますが、認知件数の基準はありますか。それから不登校に関して、要望ですが、学校、保護者、関係機関一体で取り組んでいただきたい。また、連続欠席している児童生徒、例えば4月から12月まで長期間休んでいる児童生徒は何人いるのか、わかれば教えてください。

学校教育課長 不登校で連続欠席している児童生徒の記録はありますが、今日はその資料が手元にありませんので、次の会議でお知らせします。

さきほどの説明の中で、他市の状況等もしっかり情報収集し、ということで、子供自身の意思表示やアンケートで書いたものを一つのフィルターにかけたうえで上がってきて170件という数字になっています。明日の校長会でもお知らせしようと思っているのが、解消状況の中で、事案が収まった後、3か月は経過を見て、児童生徒本人に対して、もういじめはないことを確認すること、保護者に対しても大丈夫ですかということを確認して、解消ということになります。

小学校の解消率84%というところと、いじめの件数170件というのがイコールかどうかということまでは、この調査ではわかりません。そこで、いじめと暴力行為については、3月の調査時点で把握するのではなく、上げるものについては、早い段階で報告のやり取りをしながら、結果が年度末の調査の数字になるようにしていかなければならないと思っています。学校の生徒指導対応とか、いじめに対する対応のアドバイスができない状況があるので、そのことについても他市からも情報収集しながら、例えば、子供同士で起こった問題行動に対しては、教員が対応しますが、ここで上げるいじめの件数に該当するのか、通常のトラブルで対応するものかということのさびわけになると思います。その点を今研究しています。確かに学校間で格差があるように思っています。

3月の段階で、1年の集計をした数字を見て、遡ってこれはどうかということは、結局、数減らしをするかしないかにしかならないと思っています。日頃の学校の認知のあり方とか、とらえ方の平準化につながらないので、つながる方向への取り組みができないか検討しています。学校には負担になるかもしれませんが、当然問題行動事案があれば、記録に残して報告をしていかないと対応ができないので、形式については、市として示そうと思っています。必ずしもこの様式というものではなくて、報告内容を学校へ返して行って、指導を行った結果、まとめなり報告書になることが大切であると思っています。今の課題だと思っています。

教育長 積極的な認知ということで、認知件数は増えていますが、市教委としては解消率を重視しています。認知したものをいかに解消していくかということで、見た目の解消だけではなく、3か月くらいは、児童生徒、保護者の様子を見ながら解消状況を把握していく、丁寧な対応が必要というように思っています。

ほかにありませんか。

委員（発言なし）

教育長 次に、報告第2号 備前市認可外保育施設利用児童助成金交付要綱の制定について、事務局から説明願います。

幼児教育課長 議案書34ページをご覧ください。

国による幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外保育施設に通う3歳から5歳児、また3歳未満の住民税非課税世帯にも無償化されることになり、該当者が認可外保育施設に支払った額を後から市が助成する要綱を定めました。

公立の認可幼稚園や認定こども園と違い、認可外施設では、保育の必要性がある子どものみとなっており、市で保育認定をする必要があります。但し、県で認められた院内保育は4月から保育

料助成を行っていますので、今回の対象は久々井のプレーパークが行っている「森っこ園」と市外の認可外保育施設に通っている子供になります。

37ページからは申請様式を付けております。なお、令和元年度は国から無償化に該当する特別交付が来年3月に行われ、翌令和2年度からは地方交付税として支払われる予定です。

以上でございます。

教育長 報告第2号の説明が終わりました。委員の皆様で何か質問はありますか。

委員（発言なし）

教育長 次に、報告第3号 備前市地域おこし協力隊（スポーツ協力隊）の委嘱について、事務局から説明願います。

社会教育課長 議案書の42ページをご覧ください。

備前市スポーツ協力隊について、10月1日付けで委嘱しましたので報告いたします。対象者は岡山市出身の井上陸さんで、主な活動としましては市内のスポーツ振興、スポーツを通じた人材育成、体育施設を活用した地域活性化などの活動に取り組んでいただくこととしています。

なお、委嘱期間は令和元年10月1日から令和2年9月30日までとなっています。以上でございます。

教育長 報告第3号の説明が終わりました。委員の皆様で何か質問はありますか。

委員 スポーツ協力隊は、43ページの設置要綱第2条の第何号に該当しますか。

社会教育課長 (7) の教育支援を通じた地域の人的・物的資源の活用による地域活性化等の開発活動に該当すると考えています。

教育長 ほかにありませんか。

委員（発言なし）

教育長 次に、5番 次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育振興課長 11月の定例会につきましては、11月26日火曜日、午後1時30分から市民センターで開催することを提案いたします。

また、12月定例会につきましては、12月18日水曜日、午後1時30分から市民センターで開催することを提案します。

教育長 それでは、次回定例会は11月26日火曜日、午後1時30分からということで、いかがでしょうか。

委員（異議なし）

教育長 それでは、次回教育委員会会議 定例会は11月26日火曜日、午後1時30分から市民センターで開催いたします。終了後、総合教育会議が予定されております。併せてよろしくお願いま

す。また、12月定例会は12月18日水曜日の予定とし、会場は市民センターで行いたいと思います。

次に、11月行事予定及び11月共催・後援一覧が事務局より提出されています。44ページ45ページです。委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員（発言なし）

教育長 横山課長、11月1日のイベントについて、PRをお願いします。

文化振興課長 別添で配布していますカラーのチラシをご覧ください。

9月の補正予算で予算付けした旧閑谷学校創学350年記念事業のイベントです。左上に「日本博」のロゴマークがありますが、「日本博」参画プロジェクトの認証をいただきました。来年度の日本博に参画するための布石となる位置づけです。

開催時刻ですが、このコンサートの前に11月2日から始まるライトアップの試験点灯がありますので、それが終わってからということになりますので、若干遅くなる見込みです。

出演者は藪井さんのほかに鼓の方や、市指定文化財で子どもたちが中心ですが日生春日神社獅子舞も出演しますので、お時間が許すかぎりぜひご参加ください。

教育長 ご家族おそろいでお出かけいただければと思います。

ではその他の件で事務局からありましたら、お願いします。

教育振興課長 中学校再編整備実施計画(案)に係る説明会についてですが、9月末から10月初旬にかけて、三石、吉永、伊里、日生の各中学校区で認定こども園、小・中学校の保護者、地区住民との説明会を行いました。その要点録が、お手元にお配りしておりますA3版で両面の1枚のペーパーでございます。

主な意見といたしましては、教育長が冒頭で述べられたとおりですが、今後、11月中に三石中学校区の保護者を対象にさらに計画(案)に対する意見交換会を行う予定としております。

以上、報告を終らせていただきます。

委員 前回の三石地区説明会では、統合に疑問を持つ人が多かったように思います。感情論的な意見もあったように思います。いろいろな意見の中で、学級の数であるとか、学区制の問題、教員の配置とかについては、事務局で法的根拠を示して対応していただきたいと思います。次の意見交換会では、統合に前向きな人の意見を引き出せたら良いのかなと思います。また、非現実的な意見に対しては、はっきりと方針を示した方がよいと思います。

今後設置される準備委員会では具体的なことが出てくると思うので、通学方法、施設設備、跡地利用など、ある程度具体的な説明もできるよう準備した方がよいと思います。

委員 今回の説明会には行けませんでした。伊里地区は以前から学年の人数が少ないと思って

いる人がいて、どこかと一緒になる方が良いと熱心にいわれている方がいました。伊里中学校へ4校を統合する案には賛成の声が多く聞かれたように思います。今の6年生は多いですが、今後は生徒の減少傾向は続くように思っています。低学年が少ないことから、今後どこかと一緒になればということも聞きます。場所がどこになるかによって、伊里を離れる場合に保護者がどう思われるかということを知りたいと思います。

子供の数は多い方が良いと思います。幼い頃からの決まった人間関係が長く続くからなのか、問題行動が起こっても子供の側がお互い受け入れている馴れ合いの関係性に違和感を覚えます。やはり、中学校では今までとは違った人がいることを子供に伝えたいと思います。

教育長 伊里地区の説明会では多様な案が出てきました。昨年度3回行った意見交換会で出ていれば、協議・検討の対象になったのかと思えるような意見もありました。

昨年3回行った意見交換会を踏まえて、最終的に作成したのが、三石中学校を吉永中学校へ統合するというこの案です。昨年行った3回の意見交換会で示した4校統合案も一つの提案なので、これをたたき台に多くの意見をいただきましたが、こちらの説明不足もあったのか、4校統合案で決まりというような受け取られ方をしたのかなとも思います。そのため、4校統合案よりもこういった案の方が良いのではという具体的な意見が出にくかったのかなと思います。

平成23年度にできた再編計画の後期計画の仕上げということで、今回出している実施計画案をその位置づけとして考えています。その後、小学校の問題、統合の形、学区の自由化など、市民の要望も含めて新たな計画に盛り込んでいくというスタンスで進めていきたいと考えています。そのため、今回出している実施計画案を教育委員会の最終案として合意形成を図っていきたくと思っています。

説明会の中で、三石地区の総区長から、保護者の参加が少ないので保護者の意見をしっかりと聞きとってほしい。その結果をもって地区として判断したいという発言がありました。保護者の意見を区会へお伝えして理解を得る必要があるため、三石地区のこども園、小学校、中学校の保護者の方には意見をお聞きする機会を設定するということになっております。

ほかの件はありますか。

文化振興課長 こども備前焼作品展ですが、受付で人数を取ったところ10月19日は9時から17時で1,068人、20日は9時から15時で832人、合計延べ1,900人が来場されました。

なお、特別賞を展示した、まちなかこども備前焼作品展は31日まで展示していますので、明日までご覧いただけます。

もう1枚のチラシは、企画展「丸山古墳の主体部 ～石棺の中で眠る～」です。埋蔵文化財管理

センターの職員が石棺の原寸大のものを作っています。もうできたのではないかと思いますが、その中で首長の気分を味わうことができるようにしています。

また、12月1日には丸山古墳講座や、関連ワークショップで12月21日には、小さいものですが石棺をつくろうというワークショップも開催しますのでご参加ください。

教育長 ほかにありますか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、以上で10月教育委員会会議 定例会を閉会します。

午後 2 時 55 分 閉会

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委 員